

第24回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年 5月24日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 64号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 12件 |
| 第 5 | 報告第 65号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 66号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 7 | 議案第122号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 4件 |
| 第 8 | 議案第123号 現況証明願について | 4件 |
| 第 9 | 議案第124号 農業振興地域整備計画の変更について | 4件 |
| 第10 | 議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第12 | 議案第127号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 19件 |

○出席委員(16名)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 澁谷 洋 君 | 2番 高松 俊男 君 | 3番 高原 文男 君 |
| 4番 橘 澄子 君 | 5番 嶋中 勝 君 | 6番 甲斐やす子 君 |
| 7番 森田 享子 君 | 8番 大泉 義明 君 | 9番 渡邊 裕義 君 |
| 10番 平間 清 君 | 11番 類瀬 正幸 君 | 12番 熊谷 英二 君 |
| 13番 津野 斉 君 | 14番 笛木 眞一 君 | 15番 高橋 政寿 君 |
| 16番 佐瀬日出夫 君 | | |

○議事参与の制限を受けた委員(3名)

- 番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君 ■■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(0名)

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君
主任 不藤さとみ 君

振興係長 小幡 裕也 君
主 事 大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第24回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時10分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

12番・熊谷君 13番・津野君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第24回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第64号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第64号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容12件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号12まで内容12件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号12まで内容12件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

報告第64号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり12件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、19.0ha。

指名年月日、平成31年4月25日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員、笛木委員、甲斐委員、大泉委員、高原委員。

なお、番号2から番号4まで、指名年月日、指名あっせん委員が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、56.2ha。

申出の種類、賃貸。

番号3。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、73.4ha。

申出の種類、売買。

なお、番号4から番号12まで、申出の種類が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、4.8ha。

番号5。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、65.0ha。

指名年月日、令和元年5月7日。

指名あっせん委員、嶋中委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

なお、番号6から番号7まで、指名年月日が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、21.5ha。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

なお、番号7につきましては、指名あっせん委員が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXさん。

申出面積、17.2ha。

番号8。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、30.5ha。

指名年月日、令和元年5月8日。

指名あっせん委員、嶋中委員、森田委員、渡邊委員、大泉委員。

なお、番号9から番号11まで、指名年月日、指名あっせん委員が番号8と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号9。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん。

申出面積、35.1ha。

番号10。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、5.0ha。

番号11。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、2.5ha。

番号12。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、35.0ha。

指名年月日、令和元年5月13日。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

以上になります。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、番号1から番号12まで内容12件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第64号内容12件は、報告のとおり承認されました。

◎報告第65号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第65号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

報告第65号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

あっせん賃貸借申出者、
さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高松委員、平間委員、澁谷委員。

報告年月日、令和元年 5 月 1 5 日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上オソツベツ原野 7 1 - 1。

現況地目、畑。

面積、3 0, 1 8 7 m²外 5 筆、合計 6 1, 2 5 9 m²。

年間賃貸料、4 4, 8 2 0 円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和 6 年 3 月 8 日までとなっております。

続きまして、土地の所在、字オソツベツ 4 0 9 - 4。

現況地目、畑。

面積、5, 1 0 8 m²外 5 筆、合計 9 5, 0 5 4 m²。

年間賃貸料、6 4, 7 2 0 円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和 6 年 3 月 8 日までとなっております。

続きまして、土地の所在、字上オソツベツ原野 3 3 9。

現況地目、畑。

面積、3 5, 0 7 8 m²外 1 筆、合計 8 0, 4 6 0 m²。

年間賃貸料、7 5, 0 0 0 円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和 6 年 3 月 8 日までとなっております。

続きまして、土地の所在、字上オソツベツ原野 7 線西 6。

現況地目、畑。

面積、5 0, 0 3 8 m²外 3 筆、合計 1 0 8, 7 1 9 m²。

年間賃貸料、8 8, 7 2 0 円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和 6 年 3 月 8 日までとなっております。

続きまして、土地の所在、字上オソツベツ原野基線 6 5 - 1。

現況地目、畑。

面積、1 0, 1 9 7 m²外 1 筆、合計 2 5, 5 1 5 m²。

年間賃貸料、1 1, 8 8 0 円。

借受人氏名、
さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和 6 年 3 月 8 日までとなっております。

合計 2 0 筆、合計面積は 3 7 1, 0 0 7 m²となっております。

なお、番号 1 につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 5 番・高橋君。

○1 5 番（高橋政寿君） 1 5 番・高橋です。

報告第65号、番号1について報告致します。

令和元年5月15日に [] におきまして、あっせん委員会があり、あっせん委員には、高松委員、澁谷委員、平間委員と私が指名され、事務局より相撲局長と、大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、 [] さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さん、 [] さんへ賃貸をするものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第65号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第66号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第66号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、 [] 番・ [] 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（ [] 君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

報告第66号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、 []、 [] さん。

転用者、 []、 [] さん。

土地の所在、字西標茶 1 3 6 - 2 の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、4 m²。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、携帯電話通信基地局新設工事。

転用計画内容、期間永久となっております。

なお、番号 1 につきましては、調査委員であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1 5 番・高橋君。

○1 5 番（高橋政寿君） 1 5 番・高橋です。

報告第 6 6 号、番号 1 について報告致します。

5 月 1 5 日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料 9 ページから 1 8 ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、先ほど事務局より説明のありましたとおり、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びにに現地調査にあられました、1 5 番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 6 6 号内容 1 件については報告のとおり承認されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

◎議案第 1 2 2 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 7。議案第 1 2 2 号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容 4 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

なお、XXXX番・XXXX君は、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（XXXX君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第122号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり4件であります。

番号1。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字熊牛原野16線東8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,086㎡外14筆、合計面積は317,367㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年4月28日。

契約期間、平成28年4月28日から令和7年11月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年4月15日。

土地の引渡し時期、平成31年4月15日。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第122号、番号1について報告致します。

5月13日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人XXXXXXXXXXさんと、賃借人XXXXXXXXXXさんの土地の引渡し時期は、平成31年4月15日で、賃貸借の解約が合意された年月日は、平成31年4月15日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

お諮り致します。

番号2から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別692-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,534㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成26年6月30日。

契約期間、平成26年6月30日から令和元年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年5月2日。

土地の引渡し時期、令和元年5月2日。

なお、番号3につきましては、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

賃貸人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野726-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,849㎡。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年7月31日から令和7年7月30日まで。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第122号、番号2及び3について報告致します。

5月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、それぞれ賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものであります。

番号2、賃貸人[REDACTED]さんと、賃借人[REDACTED]さん、番号3、賃貸人[REDACTED]さんと、賃借人[REDACTED]さんの土地の引渡し時期は、共に令和元年5月2日で、賃貸借の解約が合意された年月日は令和元年5月2日と確認をしております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2から番号3まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号3まで内容2件については原案可決されました。

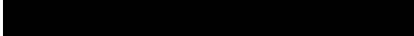

続いて番号4を議題と致します。

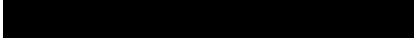
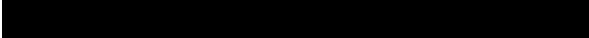
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号4。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字オソツベツ106-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、44,201㎡外4筆、合計面積は124,068㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成30年4月27日。

契約期間、平成30年4月27日から令和10年4月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年5月17日。

土地の引渡し時期、令和元年5月17日。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告をお願い致します。

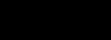
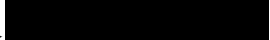
○会長(佐瀬日出夫君) 2番・高松君。

○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

議案第122号、番号4について報告致します。

5月21日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人さんと賃借人さんの土地の引渡し時期は、令和元年5月17日、賃貸借の解約が合意された年月日は令和元年5月17日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上です。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第122号、内容4件については原案可決されました。

◎議案第123号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第123号、現況証明願について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第123号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件であります。

番号1。

土地の所在、字多和161-10。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、2,835㎡外2筆、合計面積は4,895㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員は、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年5月15日となっております。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いします。

○会長(佐瀬日出夫君) 8番・大泉君。

○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

議案第123号、番号1について報告致します。

5月9日付で調査依頼がありまして、5月15日に、笛木委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と私で現地調査を行ってまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野、雑種地となっており、隣接農地とははっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

土地の所在、宇虹別原野381-3。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、4,892㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日、令和元年5月15日となっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いします。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第123号、番号2について報告致します。

5月9日付けで調査依頼がありまして、5月15日に大泉委員、熊谷委員、事務局より小幡係長と現地調査で確認致しました。

資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とはっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号3。

土地の所在、字クチョロ原野168。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、35,431㎡外1筆、合計面積は48,435㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、山林。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

調査年月日、令和元年5月10日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願いします。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第123号、番号3について報告致します。

5月9日付けで調査依頼があり、5月10日に、澁谷委員、高松委員、平間委員と事務局より相撲局長、小幡係長、大河原主事と現地調査をしまりました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林、原野となっており、隣接農地とはっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

土地の所在、字上多和原野東1線48-18。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、800㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

所有者名、■■■■さん。

申請者名、■■■■さん。

調査委員、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

調査年月日、令和元年5月15日。

なお、調査結果につきましては、大泉委員より報告をお願いします。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第123号、番号4について報告致します。

5月9日付で調査依頼がありまして、5月12日に、笛木委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査してまいりました。

資料の7ページから8ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野、雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第123号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第124号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9、議案第124号、農業振興地域整備計画の変更について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君）はい。

議案第124号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字西標茶136番地2。

現況地目、牧場。

面積、1,064㎡の内4,00㎡。

事業計画の名称、携帯電話用無線基地局新設工事。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX

。

事業開始、6月1日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由につきましては、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第124号、番号1について報告致します。

5月14日に事務局より調査の依頼があり、5月15日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の9ページから18ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが携帯電話基地局を設置するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないものと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

当該地は周辺には代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ 君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君）はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字上多和原野東1線48番地18。

現況地目、畑。

面積、800㎡全地。

事業計画の名称、農家用住宅建設事業。

事業主体、 、 さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅122.76㎡。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、大泉委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第124号、番号2について報告致します。

5月14日事務局より調査の依頼があり、5月15日に笛木委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の19ページから22ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 で経営する さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しました。

今回の変更面積につきましては、妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられ

ました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字虹別442番地5。

現況地目、畑。

面積、31,540㎡の内3,844.60㎡外1筆、合計10,226.60㎡。

事業計画の名称、フリーストール牛舎・ラグーン・ロール置場施設整備事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、フリーストール牛舎1,578.36㎡、ラグーン590.4㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木。

議案第124号、番号3について報告致します。

5月14日事務局より調査の依頼があり、5月15日に大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の23ページから25ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農するXXXXXXXXXXさんが農業用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

今回の変更面積につきましては、農業用施設の面積として妥当な面積と判断致します。

周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君）はい。

番号4。

区分、用途区分変更。

地番、字コッタロ17番地3。

現況地目、畑。

面積、81,584㎡の内1,198.60㎡。

事業計画の名称、牛舎増築施設整備。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、変更後。

事業の規模等、牛舎423.36㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適あるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号4につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第124号、番号4について報告致します。

5月14日事務局より調査の依頼があり、5月15日に高松委員、高橋委員、平間委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の26ページから29ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農経営するXXXXXXXXXXさんが牛舎を増築するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この変更を受けようとする土地の表示及び状況、面積は記載のとおりと確認しています。
変更しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しました。
今回の変更面積につきましては、牛舎の増築としては妥当な面積と判断致します。
周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第124号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第125号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第125号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第125号について説明致します。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別442-5の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,844.60㎡外1筆、合計10,226.60㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、フリーストール牛舎・ラグーン・ロール置場・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

牛舎1棟、1,076.35㎡。

ラグーン1棟、135.02㎡。

ロール置場、3,757.49㎡。

作業スペース、5, 257.74㎡。

事業費、140,400,000円。

調査委員、笛木委員、大泉委員、熊谷委員。

なお、調査委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木です。

議案第125号、番号1について報告致します。

5月14日に事務局より調査の依頼があり、5月15日に大泉委員、熊谷委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の23ページから25ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は■■■■で営農する■■■■さんが、農業用施設の建設をするため農地の永久転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用にかかわる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断を致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第125号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第126号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第126号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係（大河原広君） はい。

議案第126号について説明致します。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字コッタロ17-3の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、1,198.60㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、牛舎増築。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

牛舎、96.82㎡。

作業スペース、1,101.78㎡。

事業費、23,760,000円。

調査委員、高松委員、高橋委員、澁谷委員、平間委員。

なお、番号1につきましては、調査委員であります、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第126号、番号1について報告いたします。

5月14日に事務局より調査の依頼があり、5月15日に高松委員、高橋委員、平間委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の26ページから29ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、[REDACTED]で酪農経営を行う[REDACTED]さんで、貸主の[REDACTED]さんの土地に、牛舎増築を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及びす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

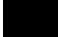
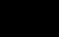
○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

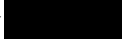
以上をもって、議案第126号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第127号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第127号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容19件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、番・君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

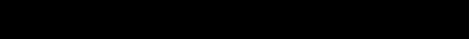
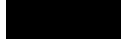
○振興係長（小幡裕也君） はい。

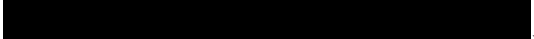
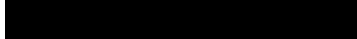
議案第127号について説明させていただきます。

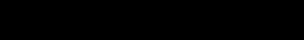
農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり19件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、

さん。

土地の所在、字熊牛原野20線東10-3。

地目、登記簿、畑。

現況、牧場。

面積、138㎡外15筆、合計面積は166,697㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び牧場。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和6年2月24日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額、年間116,860円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、改めての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

([REDACTED] 君復席)

お諮り致します。

番号2から番号8まで内容7件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号8まで内容7件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED] さん。

利用権の設定等をする者、 [REDACTED]、 [REDACTED]

[REDACTED] さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,453㎡外7筆、合計面積は206,639㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年5月29日から令和6年2月24日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間114,080円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号8まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、 [REDACTED]、 [REDACTED]

[REDACTED] さん。

土地の所在、字熊牛原野22線東19-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,823㎡外3筆、合計面積は117,395㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び牧場。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和6年2月24日まで。

金額、年間89,080円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字オソツベツ409-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,108㎡外5筆、合計面積は95,054㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年5月29日から令和6年3月8日まで。

金額、年間64,720円となっております。

なお、番号5から番号8について、利用権設定等の内容、利用権の期間が番号4と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野339。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,078㎡外1筆、合計面積は80,460㎡。

金額は、年間75,000円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線65-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,197㎡外1筆、合計面積は25,515㎡。

金額は、年間11,880円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野71-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、30,187㎡外5筆、合計面積は61,259㎡。

金額は、年間44,820円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野7線西6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、50,038㎡外3筆、合計面積は108,719㎡。

金額は、年間88,720円。

なお、番号2から番号8まで、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2から番号8まで内容7件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号8まで内容7件については原案可決されました。

続いて番号9を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、

■■■■さん。

利用権の設定等をする者、

■■■■さん。

土地の所在、字熊牛原野16線東8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、35,086㎡外14筆、合計面積は317,367㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年5月29日から令和7年11月24日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間983,000円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、森田委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第127号、番号9について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け、自給飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

現況、畑。

面積、13,952㎡。

金額は、年間5,215円となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第127号、番号10から番号11について報告致します。

5月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月19日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地については、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の■■■■さん、■■■■さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の■■■■さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号10から番号11まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10から番号11まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字西熊牛原野47-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、90,316㎡外10筆、合計面積は284,723㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和7年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額、年間911,113円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第127号、番号12について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて、耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

続いて番号13を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号13。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野北17線西12-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、35,210㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和11年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額、年間73,941円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第127号、番号13について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号13については原案可決されました。

続いて、番号14を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号14。

利用権の設定等を受ける者、

[]、[]、[]
[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野北31線東15-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、19,354㎡外2筆、合計面積は91,966㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和11年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間227,000円。

支払方法は、毎年12月20日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第127号、番号14について報告致します。

5月14日付けで事務局より調査依頼があり、5月15日に現地調査を行っております。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号14について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号14については原案可決されました。

続いて番号15を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号15。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線50-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、16,844㎡外2筆、合計面積は52,196㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和6年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間75,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに現金払いとなっております。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第127号、番号15について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼があり、5月14日に現地を調査してまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認をしております。

貸主の[]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号15について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号15については原案可決されました。

続いて番号16を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号16。

利用権の設定等を受ける者、[]、[]さん。

利用権の設定等をする者、[]、[]さん。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東63-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,148㎡外12筆、合計面積は191,244㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年5月29日から令和11年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間200,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号16の調査については、高橋委員に依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第127号、番号16について報告致します。

5月10日付けで事務局より調査依頼があり、5月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものであります。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に常時すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号16について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号16については原案可決されました。

お諮り致します。

番号17から番号18まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明致します。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君）はい。

番号 17。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野 6 6 線 1 6 1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49, 309 m²。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年 5 月 29 日から令和 11 年 5 月 28 日まで。

土地の引渡時期、令和元年 5 月 29 日。

金額は、年間 157, 788 円。

支払方法は、毎年 10 月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号 18 につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号 17 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 18。

利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字虹別原野 7 2 6 - 9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49, 849 m²。

利用権の期間は、令和元年 5 月 29 日から令和 6 年 5 月 28 日まで。

金額は、年間 159, 516 円となっております。

なお、番号 17 から番号 18 まで、調査につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14 番・笛木君。

○14 番（笛木眞一君） 14 番・笛木です。

議案第 127 号、番号 17 から番号 18 について報告致します。

5 月 15 日付けで事務局より調査依頼があり、5 月 15 日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の [REDACTED] さんは、相手方の要望により農地を貸付けするものです。

借主の [REDACTED] さんは継続になります。

中島直人さんは、新規の契約で農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 17 から番号 18 で内容 2 件について事務局の説明、並びに現地調査にあられました 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号17から番号18まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号19を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号19。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字虹別692-9。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,534㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和元年5月29日から令和6年5月28日まで。

土地の引渡時期、令和元年5月29日。

金額は、年間164,908円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 14番・笛木君。

○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第127号、番号19について報告致します。

5月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、5月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものであります。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号19について事務局の説明、並びに現地調査にあたら

れました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

以上をもって、議案第127号、内容19件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第24回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第24回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時44分閉会)